

改 正 案	取 行
<p>別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第3の様式のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第4の様式のとおりとし宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第6の様式のとおりとする。</p> <p>宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。</p> <p>アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。</p> <p>(様式略)</p> <p>注1～24(略)</p> <p>25 24の欄の記載は、次によること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 特定実験試験局であつて、その局を開設しようとする地域及び周辺の地域に、現にその局が希望する周波数と同一の周波数を使用する <u>他の無線局</u> が開設されており、<u>当該既設の無線局</u> の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある <u>場合であつて</u>、無線局根本基準第6条第2項の調整が</p>	<p>別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第3の様式のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第4の様式のとおりとし宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第6の様式のとおりとする。</p> <p>宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。</p> <p>アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。</p> <p>(様式略)</p> <p>注1～24(略)</p> <p>25 24の欄の記載は、次によること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 特定実験試験局であつて、その局を開設しようとする地域及び周辺の地域に、現にその局が希望する周波数と同一の周波数を使用する <u>他の特定実験試験局</u> が開設されており、<u>その既設の特定実験試験局</u> の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある <u>場合は</u>、無線局根本基準第6条第2</p>

図られている ときは、その 旨を調整相手方の氏名又は名称とともに記載すること。

(6)～(12) (略)

26～29 (略)

項の調整が図られている旨を調整相手方の氏名又は名称とともに記載すること。

(6)～(12) (略)

26～29 (略)